

## 10 防犯に関すること

## 10-1 開口部の侵入防止対策 評価書のイメージ

(戸建住宅)

	評価対象開口部の区分	評価
〔階〕	a 住戸の出入口	左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる 上記以外 該当する開口部なし
	b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く。）	左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる 上記以外 該当する開口部なし
	c a及びbに掲げるもの以外のもの	左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる 上記以外 該当する開口部なし

開口部の区分ごとに、侵入を防止するための対策として該当するものを明示する。

階数が2以上となる場合は、階ごとに欄を設けて表示する。

評価対象となる開口部：有効開口が、(1)400mm×250mmの長方形、(2)400×300mmの楕円形、(3)直径が350mmの円、のいずれかのブロックが通過可能なもの。

バルコニー等：バルコニー、屋上その他これらに類するもの。

(共同住宅等)

例 1 (建物出入口のある階の住戸)

	評価対象開口部の区分	評価
建物出入口の存する階の住戸	a 住戸の出入口	左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる 上記以外 該当する開口部なし
	b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下、共用階段若しくはバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下、共用階段若しくはバルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの( a に該当するものを除く。)	左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる 上記以外 該当する開口部なし
	c a 及び b に掲げるもの以外のもの	左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる 上記以外 該当する開口部なし

例 2 (建物出入口のない階の住戸)

	評価対象開口部の区分	評価
に掲げる階以外の階の住戸	a 住戸の出入口	左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる 上記以外 該当する開口部なし
	b( ) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下若しくは共用階段から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下若しくは共用階段から開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの( a に該当するものを除く。)	左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる 上記以外 該当する開口部なし
	b( ) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの( a 又は b( ) に該当するものを除く。)	左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる 上記以外 該当する開口部なし
	c a 及び b に掲げるもの以外のもの	左欄の区分に該当するすべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である このうち、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている個所が含まれる 上記以外 該当する開口部なし

開口部の区分ごとに、侵入を防止するための対策として該当するものを明示する。  
メゾネットタイプ等で階数が2以上となる場合は、 の各欄を適宜連結して階ごとに表示する。  
評価対象となる開口部：有効開口が、(1) 400mm x 250mm の長方形、(2) 400 x 300mm の楕円形、(3) 直径が350mm の円、のいずれかのブロックが通過可能なもの。  
バルコニー等：バルコニー、屋上その他これらに類するもの。